

特定非営利活動法人 沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい
事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい(以下「当法人」という。)の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局の構成)

第2条 当法人の事務を処理するため、事務局を定款第20条の規定に基づき設置する。

(職員の職責)

第3条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

(職員の任免及び職務の指定)

第4条 職員の任免は、人事委員会が行う。

2 職員の職務は、人事委員会の承認を得て代表理事が指定する。

(文書による処理)

第5条 この規程において文書とは、文書、図画及び電磁的記録をいう。

2 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第6条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長を経て「理事の職務権限規程」に定める決裁権者(以下「決裁権者」という。)の決裁を受けて実施する。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。